

各 位

川崎信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の新設について

いつも川崎信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

このたび、当金庫では長い間ご利用のない預金口座について、不正利用によるお客さまの被害を防止するため、「未利用口座管理手数料」を新設させていただきます。

なお、2021年10月31日までに開設済みの普通預金口座または無利息型普通預金口座（総合口座を含みます）、貯蓄預金口座は、本手数料の対象外となります。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 記

《 未利用口座管理手数料とは 》

対象となる口座	<b>2021年11月1日（月）以降に開設された普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金を含む）および貯蓄預金口座</b>
未利用口座となる口座	2021年11月1日（月）以降、最後のお預入れ、またはお引出しから2年以上お預入れ、またはお引出しがない預金口座 ※ 当該口座のお利息入金や本手数料の引落しは、お預入れ、またはお引出しから除きます。
未利用口座の対象外となる口座	次の口座は未利用口座の対象にはなりません。 ・預金残高が10,000円以上の当該預金口座 ・同一お取引店にお借入れがある場合 ・同一お取引店に定期預金、定期積金、公共債、出資等のお取引がある場合 ・当該預金口座がマル優口座の場合
未利用口座に対する取り扱い	・対象口座のお客さまに、登録のご住所へ「お知らせ」を郵送します。 ・「お知らせ」が到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 ・「お知らせ」の郵送後、一定期間（3か月）経過してもお預入れまたは、お引出しがない場合は、当該口座から本手数料を引落しさせていただきます。 ・預金残高が本手数料に満たない場合は、お客さまへお知らせすることなく、残高を本手数料に充当の上、当該預金口座を解約させていただきます。 ・本手数料のご返却や解約後の預金口座の再利用はできません。
未利用口座管理手数料	年間1,320円（税込み）

以 上